

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月9日(火) 午前10時00分～10時40分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (17人)

農業委員	1番	乾	義夫
	2番	今中	明
	3番	塚原	洋平
	4番	辰野	卓爾
	5番	福井	明房
	6番	石塚	成子
	7番	早瀬	裕康
	8番	福中	繁信
	9番	成田	周平
	10番	森畠	和志
	11番	平田	守
	12番	龍見	敬明
	13番	原田	富生

推進委員	3番	田嶋	善一
	4番	板谷	正信
	6番	片瀬	良男
	8番	植浦	孝広

4. 議事日程

- 議案第33号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第34号について 農地法第4条の規定による農地転用の許可について
- 議案第35号について 農地法第5条の規定による農地転用届出について

議案第 3 6 号について 農地法第 5 条の規定による農地転用の許可について

議案第 3 7 号について 農業経営基盤強化促進法 1 8 条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき

事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 新年あけましておめでとうございます。能勢町の発展を祈っております。本日も慎重審議の程、よろしく申し上げます。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第 6 条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、2 番 今中委員、3 番 塚原委員に願います。

議 長 つづきまして、議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 3 号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。

番号 1 1 番について、板谷委員お願いします。

板谷委員 農地法第 3 条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町野間西山▲▲▲ 畑 4 8 9 m²

1 2 月 2 2 日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦勞様でした。
地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 お諮りいたします。議案第 3 3 号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、議案第 3 3 号について申請のとおり許可することといたします。

議 長 つづきまして、議案第 3 4 号について事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 4 号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。議案第 3 4 号について、片瀬委員より

お願いいたします。

片瀬委員 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について意見書

申請人 ●● ●●

申請地	能勢町天王▲▲▲	田	105㎡
	▲▲▲	田	1,021㎡
	▲▲▲	田	958㎡
	▲▲▲	畑	56㎡

転用目的 資材置場及び堆肥舎

12月19日に、現地確認を行いました。

この申請につきましては、資材置場及び堆肥舎として転用するものです。申請理由につきましては、申請人である●●氏は、天王で牧場を経営しており、経営規模拡大を目的に、今回新たな資材置場と堆肥舎を建築する予定です。隣接農地への影響につきましては、関係者から同意を得ており問題ないと思われます。また、現地での聞き取り及び計画図での確認の結果、転用面積は必要最小限度であり、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 それではお諮りいたします。議案第34号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議長 全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議長 つづきまして、議案第35号 農地法第5条の規定による農地転用届出について事務局より説明願います。

事務局 議案第35号について説明。

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員地区担当に意見を求めます。議案第35号について、植浦委員よりお願いします。

植浦委員 農地法第5条の規定による農地転用届出について意見書

譲受人 ●● ●●

譲渡人 ●● ●●

申請地 能勢町下田▲▲▲ 田 607㎡

転用目的 露天駐車場

12月18日現地確認を行いました。

この届出につきましては、当該申請地が市街化区域であるため、転用の届出となります。譲受人である●●は、当該地の正面で飲食店を経営する予定の会社であり、その飲食店に付随する駐車場がないため露天駐車場として整備する予定です。駐車台数は、普通乗用車9台で、砕石敷として整備し、盛土等はありません。●●所有する隣接地との境界については、ブロックで仕切り、その施工日には、●●が立会することで同意を得ているとのこと。出入り口については、●●が所有する土地から行うとのこと。現地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われます。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第35号について届出を受理することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致（賛成多数）であるため、議案第 3 5 号について届出のとおり受理することといたします。

議 長 つづきまして、議案第 3 6 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 6 号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。番号 3 について、田嶋委員、お願いします。

田嶋委員 農地法第 5 条の規定による許可申請について意見書

譲受人 ●● ●●

譲渡人 ●● ●●

申請地 能勢町倉垣▲▲▲ 田 6 0 7 m²

転用目的 露天駐車場

1 2 月 1 9 日に現地確認を行いました。

申請者は●●で、申請理由としましては、現在、使用する駐車場が手狭になったため、新たに露天駐車場として整備するものです。駐車台数は、普通乗用車が 5 台で、砕石敷として整備し、盛土等を行わない計画です。現地確認、計画図等での確認の結果、転用面積は必要最小限であると思われまます。以上のことから、今回の農地転用については、要件をみたしていると思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦勞様でした。担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第 3 6 号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第37号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第37号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手。

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 ○●●の件について

毎年、10月に行う農地パトロールにおいて、違反転用として対象となっている●●の露天駐車場部分についてですが、先月、●●より、露天駐車場となっている箇所を農地法の手続きを正式に行い、転用申請したい旨の相談がありました。対象農地の概要としましては、地番：上田尻▲▲▲、▲▲▲、▲▲▲総面積：1,653㎡
地目：田 用途区分：農振農用地内 となっております。農振農用地内にあるため、農振農用地の除外を行ってから、転用の申請を行う流れとなります。一連の手続きを行うにあたって、●●には、露

天駐車場となっている部分については、農地の状態に戻すことを条件として説明しております。また、大阪府にも同時に相談をしており、大阪府としても農地の状態に一度戻すということであれば、農振除外及び転用も可能である旨を確認しております。このことから、農振除外と転用は可能ですが、農業委員の皆さんのご意見を伺ってから●●へ回答しようと考えておりますので、ご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 事務局よりその他案件について、報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、次回の農業委員会総会の日程調整を事務局よりお願いいたします。

事務局 ○次回の総会の日程について

日 時：2月5日（月）午前10時より
会 場：役場西館3階 会議室

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。